解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年九月二十四日小山市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月四日

栃木県小山市雨ヶ谷六五番地
小山市雨ヶ谷土地区画整理組合
代表清算人　鈴木　隆三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、平成二十七年九月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月四日

埼玉県吉川市中野一八二番地一
医療法人社団益子診療所
清算人　岩井　智晴

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年十月一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月四日

東京都港区新橋三丁目二六番四号
ＭＫグループ労働組合連合会東京ＭＫ労働組合
清算人　松井　彰

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年四月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月四日

東京都港区東新橋二丁目七番八号錦糸眼科ビル　医療法人社団メディカルドラフト会
清算人　矢作　徹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十月五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月四日

大阪府堺市北区長曽根町六六一番地
宗教法人善龍寺
清算人　田中　憲宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年七月二十五日開催の社員総会の決議及び平成二十七年九月三十日の埼玉県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月四日

埼玉県入間郡毛呂山町岩井東一丁目一一番地五
医療法人みねぎしデンタルクリニック
清算人　峰岸　孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年九月三十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月四日

京都府城陽市寺田水度坂一五番地の三三六
医療法人社団浅野耳鼻咽喉科医院
清算人　浅野　暉子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年九月三十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月四日

熊本県八代市平山新町三〇四七番地
農事組合法人平山温室組合
清算人　杉山　英一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南八条西九丁目七五四番地、最後の住所札幌市手稲区西宮の沢四条四丁目一八番一一号　札幌緑誠病院
被相続人　亡　古山　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

札幌市中央区南一条西一一丁目コンチネンタルビル五階　赤渕・秋山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　赤渕由紀彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県遠野市上組町一番、最後の住所岩手県遠野市上組町一番一三号
被相続人　亡　昆野　勝士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

岩手県遠野市東穀町八番一三号
相続財産管理人　弁護士　上山　直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市本館一丁目七番地二、最後の住所岩手県花巻市本館一丁目七番地二
被相続人　亡　菊池　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

岩手県花巻市東和町土沢六区六四番地一
相続財産管理人　司法書士　可児あさみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県男鹿市北浦北浦字北浦一五〇番地、最後の住所秋田市新屋天秤野九番二五号
被相続人　亡　上野ヨシヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

事務所秋田県秋田市山王六丁目一〇番九号　猿田興業ビル六階　面山恭子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　面山　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市駅前一丁目八五番地、最後の住所福島県郡山市富久山町久保田字桝形二八番地の五ネオホーム善宝池一―四
被相続人　亡　橋本寅太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

福島県郡山市虎丸町一二番二号
相続財産管理人　弁護士　本田　哲夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鹿嶋市大字荒野一五四八番地三七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　金子あき子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

茨城県鹿嶋市宮中三〇七番地一　ＶＩＴＡＫＡＳＨＩＭＡ二階
相続財産管理人　弁護士　細田はづき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市山王町一六番地、最後の住所埼玉県春日部市大枝八九番地武里団地一街区三棟一〇五号　被相続人　亡　白幡　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

埼玉県越谷市南越谷四丁目一番地一二　弁護士法人アームズ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅水　尚伸